

一橋大学大学院言語社会研究科
人権尊重についての声明

2017年6月22日
一橋大学大学院言語社会研究科

一橋大学第21回 KODAIRA 祭講演会企画およびその開催中止をめぐって、現在、誹謗中傷、ヘイトスピーチとみなしうる多くの発言が、インターネットなどのメディアを通じて拡散され、言語社会研究科所属の一部学生が、執拗な攻撃により人格の尊厳を傷つけられ、心身の安全すら脅かされているという事態に、わたしたちは憂慮を深めています。

一橋大学は2016年12月発行『ハラスメント防止ガイドライン』の「人権とは何か／ハラスメントとは何か」において、「差別なく学ぶ権利や教育・研究を行う自由を保障することは大学の社会的責務」と明言しています。大学のすべての構成員は、このガイドラインを遵守するとともに、ガイドラインが参照するところの日本国憲法および世界人権宣言の精神に基づき、いかなる人も差別を受けることなく、安心して学問研究に携わることのできる環境を築き、それを不断に改善していく責務を負っています。

言語社会研究科は、世界のさまざまな地域の言語と文化の教育研究を行う場であり、国際性と多様性は、研究科における研究と教育の根幹を成すものです。本研究科は留学生や外国籍の学生・教員・スタッフをその構成メンバーに含む、根本的に多様な知的空間です。この知的空間の構成員の人権を脅かすあらゆる行為を、わたしたちは看過できません。

ヘイトスピーチは、人種・民族・国籍・社会的境遇・世系・心身の障碍・ジェンダーおよびセクシュアリティなどの点で少数者の立場に置かれた集団もしくは個人に対する差別煽動であり、わたしたちは「表現の自由」の名のもとにかかる行為を擁護することはできないと考えます。多様な属性をもつ人々が精神的圧迫を受けることなく、対等に議論に参加できてこそ「表現の自由」は確保されるのであり、言葉の暴力により他者を威嚇し、抑圧することは、そのような議論を阻害する行為にほかなりません。日本国政府は2016年6月から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を施行して、「人々に不安感や嫌悪感を与え」「人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねない」ヘイトスピーチの解消を法律で定めています。わたしたちは法令の精神を尊重し、これを遵守します。

言語社会研究科教員一同は、本研究科所属の学生の静穏な学習、研究を脅かす、根拠のない流言や、ヘイトスピーチなどの差別的・暴力的発言が横行する状況を強く遺憾とし、あらゆるひとびとの人権が尊重されるキャンパス実現のために、今後とも努力をしていく決意をここに表明します。